

毎月28日は

「岐阜県防災点検の日」です！

明治24年10月28日、県内において、死者約5千人の未曾有の被害をもたらした「濃尾大震災」にちなみ、岐阜県では、毎年10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定めています。毎月28日は、個人、家庭、地域、学校、職場などにおいて、災害に備えるための点検を実施する機会としてとらえ、地域防災力を高めましょう。

ハザードマップを 確認しましょう

昨年の7月豪雨をはじめ、近年はこれまで経験したことのない豪雨による災害が増えています。

大切なことは、「自分で自分の命を守る」ことです。そのために、集中豪雨への備えと早めの避難を心がけましょう。
**命を守るためにまず確認！
ハザードマップで身近な危険箇所をチェック**

水害や土砂災害などは、河川や山などの地形と深い関わりがあります。
自宅や職場、学校のある場所のまわりにどのような危険性があるか、市が発行しているハザードマップで確認しましょう。

【危険箇所】

- 土砂災害の恐れがある場所
- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

な状況判断をすることです。

【命を守るための避難】

○行動する時：災害が発生する前（しそうな時）

↓指定緊急避難場所（災害が発生し、または発生する恐れがある場合、その危険から命を守るために緊急に避難する施設・場所）へ急いで避難

【仮の生活を送るための避難】
○行動する時：災害が発生した後

↓指定避難所（災害により自宅が被災するなど、住むことができない人が、一定期間避難生活をするための施設）へ避難
※水害、土砂災害、地震では、それぞれ避難行動が異なります。災害の種類ごとに避難場所が定められていますので、注意が必要です。

③成功の秘訣は「ライニング避難 早めの避難完了を！」
早めの避難とは、「スピード速く」ではなく、「タイミニング早く」です。
行動をライニング気味に開始し、避難を早めに完了することが重要です。

（参考）ぎふ防災ハンドブック
2018年度版

問 総務部総務課
67・1832

自主防災組織活動補助金を活用し、地域の防災力向上を図りましょう！

◎自主防災組織とは

大災害が発生した時、交通網の寸断などにより、市、消防、警察などの公共機関が十分に対応できない可能性があります。そんなときに力を発揮するのが自主防災組織です。

自主防災組織は、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織であり「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、積極的に自主防災組織の活動に参加し、**災害に強いまち**をつくりましょう。

◆平常時の活動

- 地域内の危険箇所や避難経路の確認、一人暮らしの高齢者世帯など支援を必要としている人の状況の確認、防災資機材の点検などを行う。
- 防災訓練の実施
消火栓や消火器の使用法、応急手当、炊き出しなど、災害を想定した実践的な訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術を習得する。

◆災害時の活動

- 初期消火、避難誘導、救出・救助（負傷者の救出、救護所への搬送など）、情報の収集・伝達、避難所の管理・運営（水や食料などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動）

◎自主防災組織活動補助金について

自主防災組織が防災対策のために購入する防災資機材に対する補助金の金額が**増額**となりました。（平成31年4月1日～）

◆交付基準 防災資機材の購入費の2分の1を補助、上限額は、自主防災組織の構成世帯数に応じた額

- 構成世帯数と上限額 ●200世帯以下 10万円 ●201世帯以上500世帯以下 15万円 ●501世帯以上 20万円

◆補助金の対象となる防災資機材

- 情報伝達用品 メガホン、トランシーバー、スピーカー設備等
- 災害用備蓄品・非常用備蓄品（主食・副食・水）、燃料（卓上コンロ・携帯燃料等）、非常用発電機等
- 生活用品 毛布、寝袋、防寒着、携帯トイレ、カイロ等
- 消火用品 消火器、可搬式消防ポンプ、ホース等
- 救急・救護用品 担架、ジャッキ、救急医薬品セット、テント、ヘルメット、リヤカー等
- その他の用品 市長が特に必要と認めるもの

※詳しくは、総務部総務課（TEL67-1832）または各振興事務所振興課までお問い合わせください。

